

○希少疾病用医薬品の指定について

(平成19年9月13日)

(薬食審査発第0913001号)

(都道府県衛生主管部(局)長あて厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知)

薬事法(昭和35年法律第145号)第77条の2第1項の規定に基づき、希少疾病用医薬品が下記のとおり指定されたので、通知する。

記

指定番号：(19薬)第202号

医薬品の名称：塩酸サプロプテリン

予定される効能、効果又は対象疾病：テトラヒドロビオプテリン反応性フェニルアラニン水酸化酵素欠損に基づく高フェニルアラニン血症(テトラヒドロビオプテリン反応性高フェニルアラニン血症)における血清フェニルアラニン値の低下

申請者の氏名：アスピオファーマ株式会社